

(案)

平成21年11月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターに係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

(案)

平成21年11月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る中期目標(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

(案)

平成 2 1 年 1 1 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 3 項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 2 5 条第 1 項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

(案)

平成 2 1 年 1 1 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学に係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 3 項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 2 5 条第 1 項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。